

社会福祉法人江戸川豊生会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、男女ともに活躍できる雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～ 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を 50%以上にする。

<対策>

- 2025 年 4 月～

経営層や管理職を対象に研修・会議等で女性活躍に関する意見交換の実施。

- 2026 年 4 月～

人事考課基準に対する認識を揃えるため、公正な人事考課に関する研修を継続的に実施。

- 2027 年 4 月～

管理職候補の社員に対し管理職要請の為の総合職研修などへの参加の推進。

目標 2：2030 年 3 月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1 人当たり平均月 10 時間以下とする。

<対策>

- 2025 年 4 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う。
- 2026 年 4 月～ 管理職を対象に会議・研修等で意識改革を行う。
- 2026 年 9 月～ 各部署における問題点の検討及び改善の実施。